

# 見附市難聴者補聴器購入費助成事業について

～難聴による認知症予防を目的に

50歳以上74歳以下の方を対象に、補聴器購入費を助成します～



## 対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で、以下の要件を全て満たす方

- 見附市内に住所がある **50歳以上74歳以下**のひとり暮らしの方
- 片耳の聴力レベルが40デシベル以上の方、又は医師が補聴器装用を必要と認めた方
- 補聴器の装用により、地域社会とのコミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方

## 助成額

※必ず購入前の申請が必要です。

世帯区分	助成額	上限額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	購入費の額	50,000円
市民税課税世帯	購入費の額の1/2	25,000円

助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再度の申請はできません。

※修理費や付属品単体(イヤモールド等)の購入費は、助成の対象外となります。

## 申請に関するお問合せ

見附市健康福祉課 高齢福祉係(保健福祉センター内)  
住所:見附市学校町2丁目13番30号  
電話 0258-61-1350  
FAX 0258-62-7052

申請の流れは  
裏面へ

## 申請に必要なもの

- ① 助成申請書(様式第1号)
- ② 補聴器購入意見書(医師の意見書:様式第2号)
- ③ 補聴器の見積書
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード、保険証など)

## 助成までの流れ

### 準備

保健福祉センターやホームページ等で「助成申請書」と「補聴器購入意見書」の用紙を受け取ります。



### 受診

- ・耳鼻咽喉科を受診し、補聴器使用が必要と認められるときは、購入意見書の発行を受けてください。
- ・意見書を作成できる医師は、身体障害者福祉法による指定医師に限られます。(詳しくは健康福祉課へお問合せください)
- ・受診費用、意見書作成費用は自己負担となります。



### 見積書用意

補聴器の販売店に購入意見書を持参し、見積書を作成いただきます。



### 申請

見附市健康福祉課(保健福祉センター)へ上記記載の申請に必要なものをご用意の上、窓口へおいでください。



### 購入

- ・助成決定通知書等が届いたら、見積書を作成した販売店で補聴器を購入します。
- ・助成決定通知書、助成請求書と助成額を差し引いた自己負担額をお持ちください。(助成請求書下部の「請求及び受療委任状」欄を記入し、補聴器販売店へ提出)



### 助成

補聴器販売店が市に助成請求書(助成決定通知書の写し添付)を提出。市から販売店へ助成額を支払います。